

平成 27 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 朝 日 放 送 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 脇 阪 聰 史 (コード番号 9 4 0 5 東証第一部) 問合せ先 総務局長 安 田 卓 生 TEL 06-6458-5321

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年4月30日開催の当社取締役会において、定款の一部変更の件を平成27年6月25日開催予定の第88回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせします。

記

## 1. 提案の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されます。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第33条の規定の一部を変更するものであります。なお、本件に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(損害賠償責任の一部免除)	(損害賠償責任の一部免除)
第 33 条	第 33 条
〈省略〉	〈現行どおり〉
2. 当会社は、社外取締役および社外監査役	2. 当会社は、取締役(業務執行取締役等で
との間に、当会社に対する損害賠償責任	ある者を除く。) および監査役との間に、
を限定する契約を締結することができ	当会社に対する損害賠償責任を限定す
る。ただし、その賠償責任の限度額は、	る契約を締結することができる。ただ
社外取締役、社外監査役ともに 500 万円	し、その賠償責任の限度額は、500万円
以上であらかじめ定めた金額または法	以上であらかじめ定めた金額または法
会が定める全額のいずれか喜い額とす	会が定める金額のいずれか高い額とす

る。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日:平成27年6月25日 定款変更の効力発生予定日:平成27年6月25日

以上